

第3章 目指すべき環境像と基本目標

1 目指すべき環境像

市民・事業者・地域団体そして市（行政）が一体となり、環境の保全や創造に取り組むために、目指すべき将来の環境都市イメージを描き、それを共有化することが重要です。

そこで、本市における様々な環境問題の現状と国や京都府の環境問題をめぐる動きを踏まえつつ、長期的視点に立って、21世紀半ば（2050年）を目途に、本市が目指すべき環境像を以下のように設定します。

～人も地域も地球も元気～

環境にやさしい持続可能なまちづくり

本市は、周囲を海と山に囲まれ、市内を貫流する河川の大半は源流を市域内に持ち、舞鶴湾に流れ込むという森～里～川～海と一体的につながった自然環境を形成しています。そして、それらの優れた環境を活かし、水と密接に結びついた生活を送ってきました。

しかしながら、私たちの生活は便利さや物質的な豊かさを追求することにより、大量生産・大量消費・大量廃棄といった環境負荷の高い社会に変わり、身近な自然の減少や水質汚濁等の環境問題を発生させ、さらには生態系など地球環境に深刻な影響を及ぼしています。

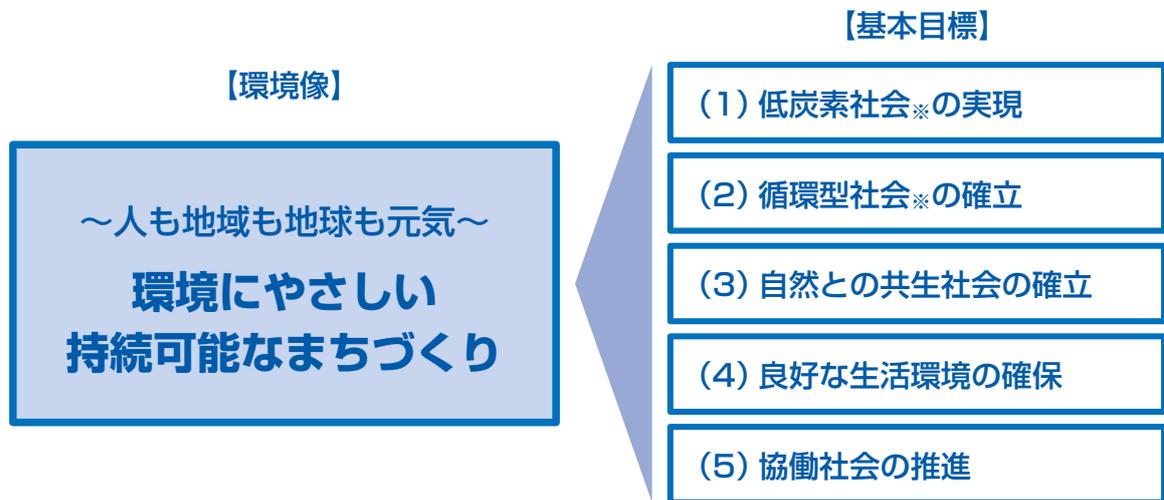
また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、私たちの生活や環境に甚大な影響を及ぼし、国においてエネルギー政策の見直しが進められています。

こうした中で、私たち一人ひとりが環境に配慮した取り組みを積極的に進めることは、地域の環境が、そして地球環境が良くなることにつながります。そのためには、まず一人ひとりがこれまでの経済活動やライフスタイルの在り方を見直すことが必要です。そして、自分たちが住んでいる地域の環境をデザインするという観点のもと、大量消費社会を低炭素・循環型社会※に転換するとともに、本市のかけがえのない自然環境を将来世代に引き継いでいくことが求められています。

そのため、「～人も地域も地球も元気～ 環境にやさしい持続可能なまちづくり」を本市の目指すべき環境像に設定し、その基本目標として「低炭素社会※の実現」や「循環型社会※の確立」、「自然との共生社会の確立」、「良好な生活環境の確保」、「協働社会の推進」に取り組みます。

2 基本目標

目指すべき環境像を実現していくための柱を以下のように設定します。



(1) 低炭素社会※の実現

地球温暖化対策を推進するためには、国の総合的な推進のもと、地方公共団体、事業者、国民が、それぞれの立場に応じた役割を担うことが求められています。

我が国は、2030年度の温室効果ガス※について、国内の排出削減・吸収量の確保により、2013年度比で26%削減することを目標としています。また、京都府は、京都府地球温暖化対策条例※において、温室効果ガス※排出量について2020年度までに1990年度比で25%削減することを目標としています。この目標達成のために、温室効果ガス※の排出が削減された社会、低炭素社会※に向けた様々な取り組みが行われています。

舞鶴市においても、この時代の変化に的確に対応し、社会構造を大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から低炭素社会※に変革していくことが求められています。そのために、市民・事業者のライフスタイルの見直しと、将来を見据えた投資が必要です。市がこれらをサポートすることにより地球温暖化対策の責務を果たすと同時に、定住環境の向上と安定的な成長につながるまちを目指します。

(2) 循環型社会※の確立

地球を構成する自然環境要素として、大きく大気・水・土壌や生物に関するものに分けることができます。これらは複雑に絡み合って自然界の循環システムをつくり出しています。大気と水は、自然界の中で、大気循環、水循環として重要な役割を担っており、私たちの社会経済活動による環境への負荷がこれらの自然循環を損なうことのないよう、環境負荷の低減に努めねばなりません。

そのためには、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の各ステージにおいて、資源・エネルギー利用の効率化を図ることが必要です。そして持続ある成長を続けるためには、排出された廃棄物を単に処理する社会から、廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は適正に処理し、環境に負荷を与えないように再利用や再資源化する資源循環型社会※への移行を速やかに進める必要があります。私たちは、資源・エネルギーが循環し、よりよい自然環境が保たれる循環型社会※の確立を目指します。

(3) 自然との共生社会の確立

人も自然の生態系の中に存在する生き物です。生態系は生き物とそれを取り巻く環境が相互に関係して成り立ち、人間の営みが持続可能な形で行われる限りにおいて、安定した地域固有の自然環境を保ちます。このような生態系に乱れが生じることによる、人を含めた生き物の生存に対する影響が指摘されています。

近年、生活様式の変化や農林水産業の担い手の減少に伴い、多面的機能を有する里山・里地・里海などの環境が劣化しつつあると考えられています。また、そこに生息する野生鳥獣による被害が増えています。さらに、外来生物による地域の生態系への影響が危惧されるとともに、人の居住域にも生息範囲を広げており市民生活への被害が増えています。

そのような状況を踏まえ、生態系の保全に向け、里山・里地・里海などの良好な保全のみならず、市街地を自然環境の一部として捉え自然とふれあえる場づくりを進めるとともに、生物多様性※を確保するなど、人と自然が共生し続けられるまちを目指します。

(4) 良好な生活環境の確保

市民が安心して生活していくためには、安全な社会生活に加えて、快適で魅力ある環境が望まれるようになっていきます。しかしながら、私たちは気づかないうちに環境に影響を及ぼしています。

日常生活では、都市型公害や事業活動によって生じる公害問題があります。事業所排水や生活排水による舞鶴湾や河川などの水質汚濁をはじめ、有害物質の焼却や野焼き、自動車排ガスなどによる大気汚染、自動車や事業所などから発生する騒音や振動など、多様な問題が発生しています。

また、東日本大震災に伴う福島第1原発事故を受け、原子力発電所の安全対策が喫緊の課題となっています。

これらの環境問題に対処するには、行政の監視活動や原因者の自主的な取り組みの強化を図ることにより、環境基準※の達成・維持はもとより、より良い環境を創造していくことで、市民が安全安心に暮らせるまちを目指します。

(5) 協働社会の推進

地域の良好な環境を将来にわたって維持、向上させ、持続可能な社会を構築していくためには、市民一人ひとりが地域の環境について学び、また将来を担う子供たちが環境問題について理解を深めることが重要となります。

学校や地域のさまざまな場において、環境学習、環境教育の機会を設定し、一人ひとりに環境に配慮した行動を促します。また、市民団体、ボランティア組織の育成・支援を図り、連携を深める環境パートナーシップの仕組みづくりの推進も必要となります。

そのため、環境学習や環境保全活動への市民参加の取り組み、環境に関するさまざまな情報の提供、環境への負荷の少ない事業活動などへの誘導などを進め、市民・事業者・行政が協働して取り組むまちづくりを目指します。

3 温室効果ガス※の削減目標

本市から排出される温室効果ガス※の削減目標を、次のとおり設定します。

**2020年度までに温室効果ガス※を
1990年度比で25%削減することを目指します**

第2章で積算したとおり、本市から排出されている温室効果ガス※排出量（エネルギー転換部門を除く）は、以下のとおりでした。

- 基準年度（1990年度） 1,041,924t-CO₂
- 改定前現況年度（2005年度） 920,114t-CO₂
- 現況年度（2012年度） 926,424t-CO₂

目標とする排出量は、基準年度から25%を削減した約78.1万t-CO₂なので、2020年度に目標に到達するには、現況年度（2012年度）から約14.5万t-CO₂、基準年度から約26.1万t-CO₂の排出削減が必要です。

なお、現状の取り組み状況から排出量を推計すると、目標年度（2020年度）における排出量は826,917t-CO₂と予測されるため、目標達成のためには、本計画に基づく今後のさらなる取り組みの推進が必要です。

この目標達成のために、第4章において具体的な温室効果ガス※削減対策を示します。

■2020年度（平成32年度）における目標

